

新型コロナウイルスワクチン接種に係る 令和3(2021)年度函館市一般会計補正予算の専決処分について

1 専決処分の内容

新型コロナウイルスワクチン接種について、令和3年12月からの追加接種(3回目接種)が可能となるよう早急に体制の整備を進める必要があることから、一般会計予算の補正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するもの。

2 令和3(2021)年度函館市一般会計補正予算(第8号)の概要

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	備 考
衛生費	11,829,639	459,584	12,289,223	新型コロナウイルスワクチン 接種関係経費 459,584 (1,580,966 → 2,040,550) ▶ 接種費用 247,338 ・対象者:約83,500人(※) ▶ 体制整備 212,246 ・ワクチン接種券の印刷・発送等 ・コールセンターの設置 ・集団接種会場運営経費 ほか
その他	129,525,316		129,525,316	
歳出合計	141,354,955	459,584	141,814,539	
国庫支出金	33,692,857	459,584	34,152,441	新型コロナウイルスワクチン 接種対策費負担金 247,338 (1,066,808 → 1,314,146) 新型コロナウイルスワクチン 接種体制確保事業費補助金 212,246 (514,158 → 726,404)
その他	107,662,098		107,662,098	
歳入合計	141,354,955	459,584	141,814,539	

※令和3年度中に2回目接種から概ね8か月以上経過する対象者数

・繰越明許費の設定

- ▶ 新型コロナウイルスワクチン接種関係経費 303,479 (接種費用・体制整備)

・債務負担行為の設定

- ▶ 新型コロナウイルスワクチン接種関係経費 期間 令和4年度 限度額 150,349
(体制整備:接種券の印刷・発送等, コールセンターの設置 ほか)

3 専決処分日

令和3年11月12日(金)

4 その他

令和4年4月以降の接種に必要なその他経費については、令和4年度当初予算で計上予定。